

所得税

所得税は、昨年1年間に得たすべての所得を、あなた自身が所得や税額を計算し納付する、申告納付制度になっています。

正しく計算し、市・県民税と同じく3月17日までに、申告を行ってください。

期限を過ぎて申告されると、本税のほかに加算税や延滞税がかかる場合がありますのでご注意ください。

【定率減税】
平成14年分の所得税額から20パーセント（上限25万円）が減税されます

申告が必要な人

一般の人の場合

昨年1年間の各種所得金額の合計額が、所得控除「基礎控除（38万円）、配偶者控除（38万円）、扶養控除（1人あたり38万円）、老年者控除など」の合計額を超える人です。

昨年新しく開業した人や、昨年まで申告義務のなかった人は、もう一度所得を確かめてください。

①商業、工業、医業、農業、漁業などを営んでいる人

②地代、家賃、配当、不動産の売却などにより所得のあった人

給与所得者の場合

給与所得者（サラリーマン）の場合は、特に申告の必要はありませんが、次のような人は、確定申告が必要です。

- ①給与の年収が2千万円を超える人
- ②給与以外の所得が20万円を超える人
- ③給与を2か所以上からもらっている人

申告に必要なもの

- 申告書（お送りしている人のみ）
- 印鑑
- 源泉徴収票（給与や公的年金受給者のみ）
- 控除を受けている人は、各種証明書や領収書など
- 還付申告の場合は、還付金の振込先口座番号と届出印

■ 所得税の確定申告相談日

月 日	時 間	会 場
2月17日（月）	9:00	長 門 税 務 署
3月17日（月）	16:00	

※土・日曜日はお休みです

サラリーマンの還付申告

次のような場合は、申告をすれば所得税が還付されることがあります。

- ①マイホームをローンなどで取得した場合
- ②病気や出産などで多額の医療費を支払った場合
- ③火災や風水害、盗難などの被害を受けた場合
- ④年の途中で退職し、再就職していない場合

パートや内職などの税

パート収入

パート収入は、通常、給与所得になります。パートの年収が103万円以下ですと所得控除額を差し引いた残額が、基礎控除額（38万円）以下になりますので、所得税はかかりませんし、配偶者控除及び、配偶者特別控除を受けることもできます。

内職などの収入

内職などは、収入から必要経費を差し引いた残りが所得となりますが、家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人など、特定の人に対して継続して業務の提供をする人などについては、必要経費として65万円差し引くことができます。

したがって、収入が内職だけの場合で、年収が103万円以下ですと、パートと同様な取扱いになります。

医療費を

支払ったときの税

あなたが自分や家族のために多額の医療費を支払ったときは、次の算式によって計算した金額を、医療費控除として所得から差し引くことができます。

医療費とは、①診療費・治療費・薬品代・入院費・療養費・介助料などのうち、その症状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額、②通院費用・医療器具の購入代、補助具の購入費・医師が認めた人のおむつ代などのうち、診療や治療などを受けるために直接必要なもの③介護保険法に規定する指定介護老人福祉施設で提供されるサービスに係る費用④介護保険制度のもとで提供される居宅サービスに係る費用などが該当します。

なお、申告期間中は会場が込み合い、長時間お待ちいただくこともありますので、あらかじめ医療機関ごとに集計を済ませてください。

医療費の支払額－保険などで補てんされる金額－10万円または所得の5%のうちどちらか少ない金額＝医療費控除額（最高200万円）

マイホームを

取得したときの税

住宅ローン等を利用してマイホームを取得したり、増改築等をしたときは、一定の要件に当てはまれば、住宅借入金等特別控除を受けることができ、所得税が軽減されます。

控除を受ける方法

住宅借入金等特別控除を受けるには、確定申告をする必要があります。ただし、サラリーマンの人は1年目に確定申告をする、2年目以降は年末調整で控除が受けられます。

必要な書類

- 住民票の写
- 登記簿謄（抄）本や請負契約書、売買契約書など、家屋の取得年月日・床面積・取得価格を明らかにする書類
- 住宅取得資金にかかる借入金・年末残高証明書

などの書類が必要ですが、中古住宅や増改築等では別の書類も必要となりますので、税務署でお尋ねください。

所得税についての

問い合わせ

長門税務署

☎222・2441